

乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度)

【和寒町保育所】 重要事項説明書

こども誰でも
通園制度



乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【施設名】 重要事項説明書

令和8年3月現在

1 事業の運営主体

事業主名称	和寒町
事業主所在地	北海道上川郡和寒町字西町120番地
事業主電話番号	0165-32-2421
代表者氏名	和寒町長 中原 浩一

2 施設の概要

種別	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	一般型
施設名称	和寒町保育所	
施設所在地	北海道上川郡和寒町字三笠95番地	
施設の連絡先	TEL 0165-32-2242 FAX 0165-32-2242	
責任者職氏名	保育所長 増田 朋未	
開設年	昭和54年	
その他の事業	（同一建物内）保育所・一時預かり事業 （隣接）子育て支援センター「こども館」	

3 利用対象年齢と定員

0歳6か月～満3歳未満

定員	0歳	1歳	2歳
	3人		

4 設備の概要

(1) 乳児等通園支援事業の預かり

すべての年齢において在園児と合同

保育所在園児と合同の乳児室（ほふく室）・保育室

0歳		1歳		2歳	
ほふく室	43.5 m ²	乳児室	56 m ²	保育室	51.05 m ²

(2) 併設施設を含む建物全体

延床面積 824.19 m²

部屋の数と面積

保育室	4室	232.25 m ²
乳児室	1室	56 m ²
ほふく室	1室	43.5 m ²
屋内遊戯場	1室	204.75 m ²
こども用便所	1室	29 m ²
調理室	1室	36.7 m ²
職員室	1室	32.8 m ²
子育て支援センター「こども館」		

屋外遊戯場（園庭）

5 事業の目的と運営方針

(1) 事業目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、全ての子育て家庭に対して支援する。

(2) 保育基本方針

子どもが健康安全で情緒の安定した生活ができ、健全な心身の発達を図り、豊かな人間性を持った子供を育成する。

(3) 保育の目標

*丈夫な体と豊かな心のこども

*自分で考え、行動・表現することも

6 提供する乳児等通園支援の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成29年告示）に準じて、利用するこども及びその保護者の心身の状況等に応じて支援をし、乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供する。

7 職員体制

職種	員数	常勤	非常勤	備考
所長（責任者）	1人	1人	0人	保育所長
保育士	3人	0人	3人	保育所と兼務

8 利用時間等

開所日時	月曜日～金曜日 9:15～16:15
休所日	・日曜日、祝祭日、年末・年始（12月31日～1月5日）
利用方法	・月10時間まで利用可能 ・1日の利用時間 最低1時間 最大7時間

9 利用料金

利用者負担額 1時間あたり300円 ※和寒町民は無償

利用料金の納付方法 口座振込み（1か月ごと）

10 給食・おやつ提供等

給食	あり（満1歳を過ぎてから）
おやつ	あり（満1歳を過ぎてから）
アレルギー対応	あり

《アレルギー対応について》

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（2019年4月厚生労働省）に基づき、適切な対応に努めています。

給食提供を希望されるときは、事前面談時にアレルギーの有無などお子さんに関する情報を聞き取ります。

1 1 利用開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(1) 基本的な留意事項

利用開始の前に 事前面談	利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴（家庭での過ごし方、離乳や食事・アレルギーの情報など）や保護者の意向等を把握します。
総合支援 システム	利用者の基本情報の登録や、利用の予約・キャンセル、利用実績の確認などを総合支援システムで行います。
利用開始に ついて	利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、利用乳幼児の保護者とその内容を確認し、利用契約書を交わします。
利用上の留意点	<ul style="list-style-type: none">・利用開始、終了時間の前後10分間で登録をお願いします。・利用時に登降園登録をお願いします。・登所時と違う方がお迎えに来る場合には、必ず事前に連絡をお願いします。・お迎えの時間に変更になる場合は、連絡をお願いします。
キャンセルにつ いて	利用のキャンセルが生じた場合は下記の取扱いとなります。 (1) 利用枠（月10時間）の消費 利用予定日の前日17時以降にキャンセルが発生した場合は、利用可能枠が消費されます。 (2) キャンセルが頻繁に生じている方は、利用をお断りする場合があります。
利用終了につ いて	下記のいずれかの状態となった時は利用が終了いたします。 ①認可保育施設（保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所）、企業主導型保育事業所や幼稚園への通園が決定したとき。 ②こどもの年齢が満3歳となったとき。 ③利用料等の滞納が数回続き、かつ支払う意思が認められないとき。（※和寒町民は無償）

(2) 健康管理、病気のときの対応

- ①病気や体調の悪い場合は、利用をご遠慮願います。お子さんの状況や感染症により、利用をお断りする場合があります。
- ②登園後に、発熱やひどい咳、嘔吐、下痢等の症状がある場合には、全身の状態を観察しながら連絡をさせていただきます。
- ③お薬は原則としてお預かりしません。

1 2 緊急時における対応

乳児等通園支援の提供中、利用こどもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用こどもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、保護者及び和寒町に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

利用こどもに対する乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

【管轄する消防署】

消防署名	士別地方消防事務組合消防署 和寒支所
所在地	和寒町字西町
電話番号	0165-32-2119

【管轄する警察署】

警察署名	士別警察署 和寒駐在所
所在地	和寒町西町
電話番号	0165-32-2110

1 3 非常災害時の対策

非常時災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常時災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	保育士 増田 朋未
消防計画届出年月日	令和8年4月1日
避難訓練	月1回実施
防災設備	非常用ベル・消火用ポンプ・消火器

避難場所と指定避難所

避難場所 (緊急的に避難する場所)	第1避難場所：和寒町保育所グラウンド 第2避難場所：和寒町単身者向け賃貸住宅 「ジュネスハウスⅡ」
指定避難所	第1避難所：和寒町役場（火災・地震・洪水）

1.4 賠償責任保険の加入状況（以下の保険に加入しています。）

保険の種類	こどものほけん
保険の内容	賠償保険
保険料	利用料に含む

1.5 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	保育所長	TEL 0165-32-2242
相談・苦情解決責任者	保健福祉課長	TEL 0165-32-2000
苦情処理委員会委員	民生委員児童委員 児童部会長	
	民生委員児童委員 児童部会副会長	
	民生委員児童委員 主任児童委員	

1.6 虐待の防止のための措置について

(1) 当保育所は、子どもの人権の擁護・虐待の防止等のための次の措置を講じます。

- ①人権の擁護・虐待の防止に関する必要な体制の整備。
- ②職員による子どもに対する虐待等の行為の禁止。
- ③虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施。
- ④その他虐待防止のために必要な措置。

(2) 虐待等の行為とは、児童福祉法第 33 条第 10 項各号に規定する行為をいう。

(3) 乳児等通園支援中に当保育所の職員または保護者(こどもを現に養育する者を含む)による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待防止法に従い、和寒町や児童相談所等の行政機関に通告します。

17 個人情報の取り扱い

(1) 乳児等通園支援の提供にあたって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令等による必要な場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(2) 個人情報の取り扱いについて関係法令及び当保育所の「個人情報保護規定」を遵守し、適切な取り扱いを行います。

当保育所は、乳児等通園支援の提供にあたり、利用申込者に対して、本書面に基づき運営規程の概要、従業者の勤務体制、乳児等通園支援の内容等重要事項を説明いたしました。

年 月 日

事業者 名称 和寒町保育所

住 所 北海道上川郡和寒町字三笠 95 番地

説明者 職 名

氏 名 ⑩

私は、本書面により、和寒町保育所が提供する乳児等通園支援の内容等重要事項の説明を受け、和寒町保育所が提供する乳児等通園支援を利用することについて、同意いたします。

年 月 日

利用申込者(利用児の保護者)

住 所

氏 名 ⑩

(利用児の氏名)

(利用児との続柄：)